

# HAPPY NEW YEAR

明けましておめでとうございます  
本年もよろしく願いたします



## 松阪消防 消防職員委員会 消防長審議終了 回答開示される

昨年12月、平成27年度消防職員委員会の審議結果が発表されました。今回審議されたのは全21件。そのうち前向きな回答がなされたのは、15件となりました。「実施」「実施に向け検討」「諸課題を検討」を含む

特に、松消防協内で重点を置いて話し合っていることが何点あります。まず、

- ① 公休交代ではなく、人員確保による、年休取得の環境改善
- ② 公平委員会事務の外部委託
- ③ 1ヶ月単位の変形労働時間制の見直し
- ④ 各種ハラスメントに対する教育
- ⑤ 非番招集体制の見直し

### 【消防長審議結果（一部抜粋）】

の回答を皆さんで是非待ちましょう。

① に関しては、消防長処置区分としても「実施を決定」とご判断いただき、今後改善されていくと思います。しかし、どういった形で改善されていくのか、また所属長を含める管理職の方々が、こういったことを取り扱う中心になると思っていますので、充分に理解をしていただく必要があると思います。今までは上手く運用されておらず、安易に人員確保をしてしまい、厳しい勤務を強いられること、また、なかなか年休が取得できない状況がありました。もしかすると、今後、そういった知識をつける「教育・研修」といったものが必要になってくるのかもしれないですね。

② に関しては「現行通りでよい」という残念な結果となりました。確かに一般的には総務課が窓口となり、その事項に対して調査、話し合いが行なわれるのが当然です。しかし、以前職員が提出した公平委員会の書類は、すぐに対応されず、長い間連絡がありませんでした。ようやく連絡があったのは、提出してから半年以上も後のことです。慣れていないということを考慮しても、少し時間がかかり過ぎかなと考え、それならば第三者の目から判断してもらい、処理してもらったことが妥当ではないかと、消防職員委員会に問題提起させていただいたのですが・・・。本当に残念です。では、今後公平委員会に書類が提出された場合、どういった順序で、速やかに対応してもらえないのか、きつとご説明があるはずですが、

③ に関しては、「実施に向けて検討」とご判断いただいた通り、つい先日総務課より同内容に対しての会議を開くとの通知がありました。こういった形式の話し合いの場合にはまだまだ不明ですが、未来に場になるかはまだまだ不明ですが、未来に一人一人がもっている意見を言える場所が設けられるなんて、今までは考えられないことです。こういった機会を有効に活用し、よりよい職場環境を目指していきましょう。

④ に関しては、「実施を決定」でした。これは全ての職員に当てはまることで、私達はハラスメントに関してまだまだ勉強不足です。きちんと知識をつけ、一人一人が意識することで、必ず職場は変わります。みんなで努力していきましょう。

⑤ に関しては、松阪消防側に上手く意図が伝わらず「現行通りでよい」の結果となりました。回答内容としては「消防職員にとって非番招集は義務であり、責務である。今までのように招集者に優先順位(123)をつけずにいると、非番全員が待機させられてしまったため、現行のやり方がよい。」とのことでした。

そもそも論を言つと、議題として「非番招集体制の見直し」となっていますが、提出している意見書の内容としては、5点上

【1】根拠の無い123体制の廃止

【2】 軽微な内容での招集の見直し  
【3】 各署所の招集を居住地域での招集へ見直す

【4】 招集連絡方法の見直し

【5】 招集の偏りの改善

以上5点を議論し、総合的に回答をいただかなければいけないのですが、会議で議論されたにもかかわらず、回答は【1】に関するのみでした。残り4つに関する回答をいただけるよう、これからも働きかけていかななくてはなりませんね。

このように、皆が希望する方向へ進み出した案件もあれば、その逆もあります。もしそれが、納得できる回答であればそれでもいいと思いますが、大多数が「いや、それはおかしいと思う」「納得できない」「回答に関してもっと詳しく説明が欲しい。」という声があれば、松阪消防に対して要望を出したり、平成28年以降の消防職員委

## 松消協

### 交通安全運動

### 永続宣言！



『確認は  
しすぎる程が  
丁度いい』

員会へ再度意見書を提出したり、ここで諦めず活動していくことが大切だと思います。

みなさんも、消防職員委員会というものをもっと身近に感じていただき、意見書提出から審議結果までを見守っていただけると、よりよい職場作りに参加できるのではないのでしょうか。一致団結し、これからも頑張っていきましょう。



ちよつと立ち読み

【自転車は交通弱者とは  
限らない】

先日交通事故死事故事案に出動しました。田舎の細い道路で、重大事故が発生するとは想像しにくい現場でした。事故概要は自転車と歩行者の接触。自転車で坂道を下ってきたため、ある程度のスピードが出ていたのだでしょう。歩行者の発見が遅れ、ぶつかってしまったということでした。

全国でも同様の事故を耳にすることが多くあります。自転車に乗る側の人間としては、交通量の多い道路での運転では、他の交通に

対して弱者であるため、注意を払わなければいけないという意識が強くあっても、住宅街や細い路地を走るときは、その様な意識は薄れがちになるのかもしれない。しかし「対歩行者」を考えた時には、むしろそういった道路の方が注意を払うべき場所になると思います。

車に乗るようになると、自転車という乗り物を客観的に見る機会が増えるため、自転車も危険な乗り物であるという事を認識出来るのですが、車の運転経験のない学生などは、それが中々イメージしにくいのかもかもしれません。また、免許保持者でない人には認知されていない交通法規もたくさんあります。しかし、ルール違反を犯して事故を発生させてしまった場合、たとえルールを知らなかったとしても、加害者に過失があると判断されます。会員の方々の中にも、自転車を趣味にされている方、自転車に乗られるお子様をお持ちの方が多数お見えになりますが、悲惨な事故を起こすことの無いよう、ご自身の運転ももちろん、お子様の運転に対してのご指導も今一度徹底して頂きたいと思えます。



### 【広報部・メール担当からの連絡】

皆さん、明けましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。いつもご協力ありがとうございます。12月のメールは、リットリットフィードバック講習会、終了しました！

○MSK 広報紙12月号

○労働講座へ行ってきましたっ！

○桑名消防職員協議会学習会のお知らせ【募集】

○管内死亡事故多発中！ご注意ください  
いっ！！！！

○第6回情報交流研修会の開催について【案内及び募集】

○県消防救急対策委員会主催講演会のテーマ募集！

を、送らせていただきました。

メールを受信していない、やメールアドレスが変わった等の場合は、広報部までご連絡ください。皆さんにきちんと情報をお送りできるよう、これからも努力して参ります。本年もよろしくお願致します。

※合わせてホームページもご覧ください。

<http://www.msk-since2013.com/>

